

〈報道発表資料〉

八潮市新型コロナウイルス対策本部長



第31回新型コロナウイルス対策本部会議

第31回新型コロナウイルス対策本部会議にて、緊急事態宣言を受けての職員の勤務体制の見直しについて、決定いたしました。

※今後、対策本部を開催し、重要な決定事項等があった場合には、随時、情報提供させていただきます。

1 目的

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言を受け、行政機能及び市民サービスの維持を目的として、職員の勤務体制を7～5割削減することを目指す。

2 期間

令和2年4月19日～緊急事態宣言終了（令和2年5月6日予定）まで

3 取組方針

下記の取り組みにより、同一の場所に勤務する職員数を通常時から7～5割削減する。

- ・原則、各課2チーム制とし、週3日程度を目安に庁舎と在宅とで交代で勤務する。
- ・会議室や庁舎以外の公共施設を利用し、職員の勤務場所を分散する。
- ・その他、全職員を対象に週休日の振替及び時差通勤を実施する。

問い合わせ先

生活安全部 危機管理防災課 課長 向 電話：048-996-2111 内線240  
健康福祉部 健康増進課 課長 大出 電話：048-995-3381（直通）